

社会福祉法人京都白百合保育園

役員報酬等規定

(目的)

第1条 社会福祉法人京都白百合保育園は、(以下「法人」という。)の役員に対する報酬及び費用の弁償(以下「報酬等」という。)について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給金額等)

第2条 役員等に支給する報酬等は、次の通りとする。

- (1) 報酬は、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員に年間2万円を現金で支給する。
- (2) 臨時に会議を行った場合は、出席者全員に1回につき1万円を支給する。
- (3) その他の用務で出張した場合は、要した交通費・諸経費を支給する。

附 則

この規定は平成31年4月1日から施行する。